

ガソリン容器のルール、変わってます！



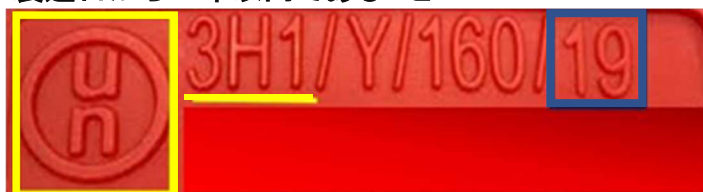
プラスチック製容器も使用できます！

※これまで、ガソリンの運搬容器は金属製に限られていましたが、消防法の改正により、令和6年3月1日から、一定の基準を満たしたプラスチック製容器についても使用できるようになりました。



使用できるプラスチック製容器(次のすべてを満たすこと)

- ① 最大容積 10L 以下であること
- ② UN 規格への適合を示す「UN」表示が付されていること
- ③ 容器記号「3H1」が付されていること
- ④ 製造日から5年以内であること



※青枠部が製造年（西暦下2けた）を表し、この容器は2019年製を示す。



※プラスチック製容器の例



ガソリンは引火性の高い危険物

容器の基準だけでなく、

- 火気を近づけない
- 高温・直射日光を避ける
- 安全な場所で取り扱う

など、基本的な安全対策を徹底しましょう。

【法令・通知等】

- ・消防危第249号「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について」(令和5年9月19日)
- ・消防危第251号「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の運用について」(令和5年9月19日)
- ・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示 第68条の4

※本資料は、上記法令・通知等を参考に作成した啓発資料です。

[お問い合わせ先] 消防本部 予防課 危険物係 0942-83-7996